

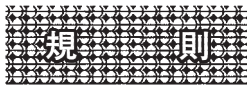


長野県報

12月14日(月)
平成21年
(2009年)
第2125号

目次

規則	
事務処理規則の一部を改正する規則(行政改革課).....	1
告示	
都市計画事業の事業計画の変更の認可(生活排水課).....	2
解除予定保安林(森林づくり推進課).....	2
公告	
都市計画の図書の縦覧(生活排水課).....	2
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧(産業政策課).....	2
漁業法に基づく遊漁規則の変更の認可(園芸畜産課).....	3
県営土地改良事業の施行に伴う換地計画の策定及び縦覧(3件)(農地整備課).....	3
林業種苗法に基づく講習会の開催(森林づくり推進課).....	4
一般競争入札(2件)(森林づくり推進課野生鳥獣対策室).....	4
一般競争入札(建設政策課).....	6
一般競争入札(障害福祉課).....	7
一般競争入札(事業課).....	7
正誤(農業技術課).....	7



事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。
平成21年12月14日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第43号

事務処理規則の一部を改正する規則

事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2の6の(42)の ア を次のように改める。

ア 農地法(昭和27年法律第229号)の規定に基づく次の事項

(7) 第49条第1項の規定による立入調査等(別表第9の2の(8)の ア の(7)、(ハ)、(キ)、(ク)、(ケ)及び(コ)に掲げる事項に係るものに限る。(イ)において同じ。)

(イ) 第49条第3項の規定による通知

(ウ) 第50条の規定による長野県農業会議又は農業委員会からの報告の徴取((7)及び(イ)並びに別表第9の2の(8)の ア に掲げる事項に係るものに限る。)

別表第2の6の(49)の ア の(7)の b 中「別表第9の2の(8)の ア の(イ)及び(ウ)」を「別表第9の2の(8)の ア の(キ)及び(ク)」に改め、同40の(14)を次のように改める。

(14) 国有財産の借受け及び使用に関する事項

国有林野法(昭和26年法律第246号)第7条及び第8条の規定による国有林野の借受け及び使用の契約に関すること。
別表第3の2中「同(36)」の次に「、同(42)の ア 」を加える。
別表第9の2の(7)の オ を同 ク とし、同 エ を同 キ とし、同 ウ の次に次の事項を加える。

エ 第15条の2第5項の規定による条件の付加

オ 第15条の2第6項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定による長野県農業会議からの意見の聴取
 カ 第15条の2第7項の規定による国又は地方公共団体との協議

別表第9の2の(8)の ア の(7)中「第3条」を「第3条第1項」に改め、同(ハ)中「第83条の2」を「第51条第1項」に改め、「(第73条第1項の許可に係るものを除く。)」を削り、同(ハ)を同(イ)とし、同(イ)の前に次の事項を加える。

(イ) 第18条第3項の規定による長野県農業会議からの意見の聴取

(イ) 第18条第4項の規定による条件の付加

別表第9の2の(8)の ア の(イ)中「第20条」を「第18条第1項」に改め、同(イ)を同(イ)とし、同(イ)の前に次の事項を加える。

(イ) 第5条第4項の規定による国又は都道府県との協議

別表第9の2の(8)の ア の(イ)を削り、同(イ)を同(イ)とし、同(イ)の前に次の事項を加える。

(イ) 第4条第3項(同条第6項並びに第5条第3項及び第

5項において準用する場合を含む。)の規定による長野県農業会議からの意見の聴取(※)及び(※)の許可並びに(コ)及び(ク)の協議に係るものに限る。(カ)及び(キ)において同じ。)

(ケ) 第4条第4項の規定による条件の付加(※)の許可に係るものに限る。)

(ク) 第4条第5項の規定による国又は都道府県との協議別表第9の2の(8)のアの(イ)を同(キ)とし、同(7)の次に次の事項を加える。

(イ) 第3条第4項の規定による通知

(ウ) 第3条第5項(第5条第3項において準用する場合を含む。)の規定による条件の付加(7)及び(カ)の許可に係るものに限る。)

(エ) 第3条第6項の規定による条件の付加及び報告の受理

(オ) 第3条の2第1項の規定による必要な措置の勧告

(カ) 第3条の2第2項の規定による許可の取消し

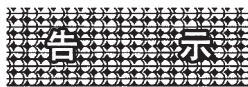
別表第9の2の(8)のアに次の事項を加える。

(フ) 第51条第2項の規定による命令書の交付

附 則

この規則は、平成21年12月15日から施行する。

行政改革課



長野県告示第571号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成21年12月14日

長野県知事 村 井 仁

1 施行者の名称

池田町

2 都市計画事業の種類及び名称

池田都市計画下水道事業 池田町公共下水道

3 事業施行期間

平成6年1月20日から

平成28年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成6年長野県告示第57号、平成10年長野県告示第12号、平成11年長野県告示第480号、平成15年長野県告示第158号の事業地のうち、池田町大字池田、大字会染及び大字中鶴地内において事業地を変更する。

生活排水課

長野県告示第572号

次の保安林を解除予定保安林としましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示します。

平成21年12月14日

長野県知事 村 井 仁

1 解除に係る保安林の所在場所

飯田市千栄660の7(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課



公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成21年12月14日

長野県知事 村 井 仁

1 都市計画の種類及び名称

池田都市計画下水道 池田町公共下水道

2 都市計画の図書の縦覧場所

長野県環境部生活排水課、池田町建設水道課

生活排水課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成21年12月14日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルハドラッグ飯田上郷店

飯田市上郷飯沼1452-3

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

吉川建設株式会社